

鹿児島空港のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 空港や航空業界を取り巻く様々な環境変化を踏まえ、鹿児島空港の目指すべき将来像や、その実現に向けて必要な施策等について検討を行い、鹿児島空港の将来ビジョンを策定するに当たり必要な助言を得るため、鹿児島空港のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 鹿児島空港将来ビジョンの策定に当たっての協議・助言等
- (2) その他知事が特に必要と認めること

(組織)

第3条 委員会は委員20名程度で組織する。

2 委員は、航空産業や空港経営等について知見を有する専門家をはじめ、各分野で活躍されている人のうちから知事が指名し委嘱する。

(座長)

第4条 委員会に座長を置き、知事をもってあてる。

2 座長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 座長が不在のときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員会)

第5条 委員会は、知事が招集する。

2 座長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 委員会には、必要に応じ関係職員を出席させ、関係事項について説明をさせ、又は意見を述べさせることができる。

4 知事が必要と認める場合は、委員会に委員以外の者を出席させ意見を述べさせることができる。

(報償費及び旅費)

第6条 委員及び前条第4項の規定により出席した者には、「報償費」及び「旅費」を支給することができる。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会の会務に際し、論点及び課題の整理等を行うため、ワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの構成、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、企画部交通政策課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月30日から施行する。

鹿児島空港のあり方検討委員会 委員名簿

区分	No.	団体名	役職	氏名
行政	1	鹿児島県	知事	三反園 訓
	2	鹿児島県市長会	代表 (霧島市長)	中重 真一
	3	鹿児島県町村会	会長	伊集院 幼
議会	4	鹿児島県議会	議長	柴立 鉄彦
国	5	国土交通省大阪航空局 鹿児島空港事務所	空港長	佃 健次
	6	長崎税関鹿児島税関支署	支署長	宮澤 一男
空ビル	7	鹿児島空港ビルディング(株)	代表取締役社長	渡邊 勝三
観光	8	(公社)鹿児島県観光連盟	観光プロデューサー	古木 圭介
特産品	9	(公社)鹿児島県特産品協会	副理事長	窪田 茂
経済界	10	鹿児島県商工会議所連合会	会長	岩崎 芳太郎
	11	鹿児島県商工会連合会	会長	森 義久
	12	鹿児島県中小企業団体中央会	会長	小正 芳史
	13	鹿児島経済同友会	代表幹事	津曲 貞利
	14	鹿児島県経営者協会	会長	諏訪 健笹
航空会社	15	日本航空(株)	鹿児島支店長	久見木 大介
	16	全日本空輸(株)	鹿児島支店長	西 祐一郎
有識者	17	鹿児島大学	名誉教授	山田 誠
	18	(一財)運輸総合研究所	理事長	春成 誠